

日力連 第148号  
令和2年12月1日

都道府県カヌー協会 会長 様  
アンチ・ドーピングご担当者 様

公益社団法人日本カヌー連盟  
専務理事 古谷 利彦  
〔 公印省略 〕

アンチ・ドーピング委員会  
委員長 原田 直己

2021年1月からのドーピング・コントロールに関わる各運用の変更点について  
(通知)

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃はアンチ・ドーピング活動の啓蒙に対しご尽力を賜り、お礼申し上げます。

さて、11月12日にJADA主催のドーピング・コントロールに関わる各運用についてオンライン説明会が行われました。その中で、「18歳未満アスリート親権者からの同意書の取得の仕方の変更について」の説明を受けました。

2021年1月からの変更点で、現行では18歳未満の競技者がドーピング検査を受けるにあたっての同意書を、該当する選手が初めて日本カヌー連盟にA会員登録する際に登録用紙とともに取り付けていましたが、今後はドーピング検査対象の大会に参加する際にJADAのホームページからダウンロードし印刷、本人・保護者署名のうえ大会に持参し、検査を受けることになった場合のみJADAの検査員に手渡して検査を受けると指示されました。

以下、説明会で指示があった内容をまとめましたので、変更に至った経緯も含めご参照ください。

記

世界アンチドーピング機構が毎年更新して発行するWADAコードの2021年版への変更により、18歳未満の親権者同意の取り付けが「競技会主催者」から「JADAの責務」に変更されます。従って、現在は18歳未満のアスリートが各都道府県協会を通じて初めて日本カヌー連盟へのA会員登録をする場合、ドーピング検査に対する「親権者の同意書」を登録用紙とともに各都道府県協会に提出し、日

本カヌー連盟事務局で保管してきましたが、2020年度末でこのやり方は終了します。

2021年4月以降に開催される大会からは18歳未満のアスリートは事前にJADAのWEBサイトから「親権者の同意書」をダウンロードし印刷、競技大会に参加する際に、署名済みの「親権者の同意書」を携行し、検査の対象となった場合のみ、検査対象となった選手が署名済みの「親権者の同意書」を検査員に提示することとなります。

従いまして、各都道府県協会におかれましては本年度まで取付をお願いしてきました「親権者の同意書」を18歳未満の選手が初めて連盟登録する際に取り付け、連盟事務局にお届けいただく必要はなくなります。

なお、検査会場において親権者の同意書の提出ができない場合、検査後7日以内に JADA 事務局へ郵送にて提出すればよい。18歳未満で検査を受けるのが2回目以降の選手で、1回目に「親権者の同意書」を出した選手は、「前回の検査で同意書を提出しています。」と言えればよく、2回目以降は同意書を出さなくてもよいとの指示がありました。

2021年4月以降は大会要項に親権者の同意書の持参についての文言が記載されますが、ドーピング検査はJADAのホームページ記載の「国内のTUE申請が必要な競技大会一覧」にある大会以外でも行われることがあります。今回の規程変更では、親権者の同意書の提出がなかった場合でも、ドーピング・コントロール手続に一切影響がないものとすると言われておりますが、貴所におかれましては18歳未満の選手に対し、大会参加時に親権者の同意書を持参することをお勧めいただくとともに、引き続き治療にあたりTUE事前申請が必要な選手は必ず手続きを行うことをご指示くださいますようお願いいたします。

引き続きアンチ・ドーピング活動推進に対しご協力のほどよろしくお願いいたします。

#### 参考URL

「親権者の同意書のダウンロード」

<https://www.playtruejapan.org/jada/u18.html>

「国内のTUE申請が必要な競技大会一覧」

<https://www.playtruejapan.org/code/tue.html>